

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、フランチャイジー、サプライヤー等の全てのステークホルダーの利益の最大化に努めるとともに、経営の透明性・効率性を高め、当社グループの持続的な企業価値の向上を実現することが重要であると認識しています。このため、経営の意思決定・監督機能と業務の執行機能を分離し、適時的確かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役の参加による透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則全てを実施しています。また、基本原則以外の原則ないし補充原則のうち、その一部を以下のとおり任意に開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)当社の経営理念については、下記ウェブサイトで開示されています。

<http://www.mcd-holdings.co.jp/company/philosophy/>

また、当社の経営戦略の概要については、下記ウェブサイトの決算発表資料で確認できます。

http://www.mcd-holdings.co.jp/ir/library_presentation/

(ii)当社のコーポレートガバナンスに関する考え方、基本方針については下記ウェブサイト、並びに本報告書及び有価証券報告書で開示されています。

<http://www.mcd-holdings.co.jp/ir/governance/>

(iii)当社は、社外取締役を議長とする報酬委員会を任意に設置し、同委員会で、本報告書に定める方針に従い報酬を決定しています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】

取締役及び監査役の兼任状況については、毎年、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
マクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・リミティッド	33,580,000	25.26
マクド・エー・ピー・エム・イー・エー・シンガポール・インベストメンツ・ピーティーイー・リミテッド	32,885,000	24.73
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	2,367,594	1.78
JPモルガン証券株式会社	975,264	0.73
日本マクドナルドグループ持株会	839,300	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	836,600	0.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	819,000	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	741,400	0.56
エスアイエツクスエスアイエススイスナショナルバンク	564,500	0.42
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	406,500	0.31

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村 明	弁護士											
上田 昌孝	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村 明		----	弁護士としての知見、経験を踏まえ、当社において社外取締役として中立かつ客観的な観点から当社の経営上有用な発言を行ってきている等から適任であると判断し、選任しております。
上田 昌孝	○	----	会社経営全般に関する豊富な見識に基づいて、当社において社外取締役として中立かつ客観的な観点から当社の経営上有用な発言を行ってきていること等から適任であると判断し、選任しております。また、同氏について、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社外取締役

補足説明 更新

各取締役の報酬につきましては、任意の諮問機関であり、社外取締役が議長を務める報酬委員会にて決定しております。報酬委員会の委員は、取締役会において選定された取締役で構成されています。報酬委員会の委員である取締役の報酬につきましては、当該取締役を除いた委員にて決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と内部監査室及び監査役会は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度、相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性及び効率性を確保するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田代 祐子	公認会計士													
本多 慶行	公認会計士													
エレン カイヤ	他の会社の出身者									○				

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田代 祐子	○	----	米国公認会計士として、監査法人のパートナー、多数の民間企業の財務責任者、代表取締役等を歴任され、企業会計に関する専門的知識、会社経営全般に関する豊富な見識を有しております。このような豊富な見識に基づき、当社の監査役会等で社外監査役として、中立的かつ客観的な立場から有用な発言を行ってきていること等から適任であると判断し、選任しております。また、同氏について、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
本多 慶行	○	----	公認会計士・米国公認会計士として、監査法人における海外勤務を含めた豊富な経験と専門的知識、多数の民間企業の経営を通じて培われた、会社経営全般について豊富な見識を有しております。このような豊富な見識に基づき、当社の監査役会等で社外監査役として、中立的かつ客観的な立場から有用な発言を行ってきていること等から適任であると判断し、選任しております。また、同氏について、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
エレン カイヤ		当社株式を49.9%間接保有している米国マクドナルド・コーポレーションのインターナルオーディットバイスプレジデントアンドチーフオーディットエグゼクティブであります。	マクドナルド・コーポレーションで内部監査の部門責任者として、内部監査業務に携わられ、監査、企業統治及び会計に係る豊富な知識と経験を有しております。 このような背景を考慮すれば、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

その他は、株価連動型インセンティブ制度であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明 更新

連結報酬等の総額1億円以上の役員としては、取締役ロバートD. ラーソン氏、代表取締役サラL. カサノバ氏、代表取締役下平篤雄氏が該当いたします。

ロバートD. ラーソン氏の報酬等の内訳は、提出会社より月例報酬32百万円、株価連動型報酬66百万円、業績連動型報酬22百万円であります。サラL. カサノバ氏の報酬等の内訳は、提出会社より月例報酬65百万円、株価連動型報酬72百万円、業績連動型報酬19百万円、退職慰労金6百万円であります。連結子会社日本マクドナルド株式会社より、月例報酬65百万円、株価連動型報酬72百万円、業績連動型報酬19百万円、退職慰労金6百万円があります。

下平篤雄氏の報酬等の内訳は、提出会社より月例報酬20百万円、株価連動型報酬16百万円、業績連動型報酬13百万円、退職慰労金5百万円であります。連結子会社日本マクドナルド株式会社より、月例報酬20百万円、株価連動型報酬16百万円、業績連動型報酬13百万円、退職慰労金5百万円があります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額につきましては、当社の業績、役員の役位、職責等を総合的に勘案の上、株主総会で承認された限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第47回定時株主総会において年額1,200百万円以内(従業員兼務取締役の従業員分及び当社子会社から支払われる同社との兼務取締役に対する報酬を含まない。)と決定されております。また、取締役報酬体系といたしましては、会社法第361条第1項に基づく限度額枠内での月例報酬、株価連動型報酬、業績連動型報酬及び退職慰労金を設けております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては法務部門が、社外監査役に対しては常勤監査役と内部監査室が連携し、監査または監査に必要な当社またはグループ全体の情報の提供及び説明を実施しております。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と内部監査室及び監査役会は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度、相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社であります。

当社グループは執行役員制度を採用しており、取締役と執行役員の業務執行を分離しております。取締役会は、社外取締役2名を含む10名で構成され、重要な経営の意思決定や、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に対する監督を行い、執行役員は担当分野において機動的な業務執行を行っております。

また、当社は、事業会社である日本マクドナルド株式会社において、CEO及びCEOが選任したメンバーで構成する「エグゼクティブ・マネージメント・チーム(EMT)」を設置しています。EMTは、執行役員から適宜報告を受け、執行役員と連携することで業務遂行の円滑化を図るとともに、当該会社の取締役会から受託された範囲で、経営の意思決定を行うことで、意思決定の迅速化を図っています。

取締役の報酬については、任意の諮問機関であり、社外取締役が議長を務める「報酬委員会」が決定しております。

当社の内部監査の組織につきましては、CEO直轄の独立した内部監査室を設置しております。内部監査の対象は、当社及び連結子会社であります。内部監査は、その活動を通じて、リスク・アプローチの概念に基づき各業務プロセスに潜在あるいは顕在化しているリスクを把握し、業務及び財産の実態を監査することにより、法令及び規程等の遵守、会社財産の保全、業務の効率化及び内部統制機能の強化に貢献することをその使命としております。具体的には、CEOの決裁を受けた年度内部監査計画に基づいて監査を実施し、その結果を被監査部門の長に報告しております。また、監査結果に対して被監査部門と改善計画について協議、合意した上で、監査報告書をCEO及び監査役等に提出しております。なお、被監査部門に関しては、改善期限を設定し、その期限経過後遅滞なく改善内容の実施状況についてフォローアップ監査を行い、内部監査の実効性を担保しております。

監査役監査につきましては、1名の常勤監査役と3名の非常勤監査役で監査役会を構成し、経営に関する監視を行っております。さらに内部監査室と密接に連携をとりながら、「監査役監査基準」に準拠して厳正に監査を行っております。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と内部監査室及び監査役会は、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度、相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行に関しましては、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制であることを目的として、経営の意思決定機関及び業務の監督機関としての取締役会と執行役員の業務執行機関を分離しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催を午後にし他社と重ならないようにすることで、来場に便宜を図っております。
その他	ホームページ上で株主総会の模様を映像と資料で紹介しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算説明会を実施するほか、必要に応じて、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算及び第2四半期決算説明会のプレゼンテーションの模様を動画配信しております。決算短信他、会場での配布資料も添付しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRグループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「業務上の行動規範」の中で規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	連結子会社日本マクドナルド株式会社にCSR部を設置し、企業の社会的責任として、エネルギーや廃棄物管理、環境負荷削減などの環境保全活動、また公益法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの支援、キッズスポーツ支援、食育、地域貢献等の様々な社会貢献活動を行っております。 またSDGs主旨に則り、CSR部に加えて全社的にESG活動を推進するチームを構成し、「ファミリーへのコミットメント」「持続可能な食材の調達」「パッケージ&リサイクル」「ピープル・エンパワーメント」「気候変動への対応」を優先する5つの柱として、持続可能なより良い社会と環境を構築するために引き続き取り組んで参ります。 ステークホルダーの皆様と共有する課題とその取り組みへの報告として毎年CSRレポートを発行しており、適切な情報開示に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	東京証券取引所の情報開示指導を順守し、適時適切な情報開示に努めるとともに、「インサイダー取引防止規程」を策定し、法務部門が社員に対して注意を喚起しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための当社グループの体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録をはじめ、株主総会議事録、計算書類及び事業報告、当社の連結子会社で実施されているエグゼクティブ・マネジメント・チーム（以下「EMT」という）議事録、「権限委譲に関するガイドライン」に基づく事前審査と承認記録、監査役会議事録、監査役の活動に関する書類、及びその他取締役会及び監査役会が定める書類（電磁的に記録されたものを含む）については、関連資料とともに10年間保存し管理する。
- (2) 業務執行に係る文書の保存及び管理については、文書の重要度に応じて保存期間や保存方法を規定する「文書保存管理規程」を策定し、これを従業員に周知徹底するとともに、各本部の日常の文書管理基準を設定し、必要な研修を実施する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理の確保については、コンプライアンス委員会が担当し、その指導のもと各本部のコンプライアンス責任担当者が当該各本部におけるリスク管理体制の浸透をはかる。また、リスクの事前審査体制を確保するため「権限委譲に関するガイドライン」において、関係各部門又はEMTの事前審査の必要性の有無を明記しこれを従業員に周知徹底するため必要な研修を実施する。
- (2) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、リスクの発見・防止と業務プロセスの改善に努める。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等の発生等による大規模なリスクに対処するため、必要な人員で構成する緊急対策本部を適宜設置する。緊急対策本部で取り扱うべきリスク、本部の活動及び権限の詳細については、「リスクマネジメント規程」及び「大規模災害対策本部規程」において定める。
- (4) そのほか、ビジネスの性質に鑑み、「リスクマネジメント規程」に基づいて、①店舗で発生する事故に対応するリスクの管理体制を確立するために、エマージェンシー・ホットライン（緊急通報体制）を設置し、経営陣への報告体制を整備する。②店舗における事故が発生した場合の対応方法については、「店舗商品・製品の品質の危機レベル管理とストックリカバリーに関する規程」を策定して、事故レベルごとの各部門の役割とともに、対応方法を具体的に定める。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役規程」及び「取締役会規程細則」において取締役会での決議、報告事項を明記するとともに、各取締役は、「業務分掌・職務権限規程」及び「権限委譲に関するガイドライン」に基づき、職務権限の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。また、各取締役は、当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、効率的に取締役に対して報告が行われる体制を構築するよう、取締役会又は代表取締役に適宜提案する。

4. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 連結子会社の法務ガバナンス本部担当執行役員を長とし、同社COO、CFO及び人事本部担当執行役員を常任委員としてコンプライアンス委員会を設置し、職務の執行が法令及び定款に適合することの維持確立に必要な調査を行い、指導を提案する権限を与える。コンプライアンス委員会の権限と活動に関する詳細をコンプライアンス委員会規程において定める。
- (2) コンプライアンスについて平易な言葉で説明した「業務上の行動規範」(Standards of Business Conduct) ハンドブックを策定し、従業員に配布するとともに、その遵守を確保するため、各従業員から遵守の誓約書を徴求する。
- (3) 取締役、執行役員、従業員など、役職及び職責に応じて、コンプライアンスに必要な研修を実施する。
- (4) 当社の業務執行に係る取締役及び従業員の承認権限を、役職及び職責ごとに明記し、関係各部署又はEMTによる事前承認の必要性の有無及び取締役会での決議や報告の必要性の有無を明記した「権限委譲に関するガイドライン」を策定するとともに、重要な業務執行の決定については、EMTにおいて事前に審査させるため、「EMT規程」を策定し、これらを従業員に周知徹底する。
- (5) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの改善に努める。
- (6) これらの取組みについて、積極的に株主、投資家、社会並びに取締役及び従業員に対して開示を行うことで、コンプライアンス体制の啓蒙と透明性の確保に努める。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社を含む企業集団全体での業務の適正化を維持するため、当社企業集団を構成する日本マクドナルド株式会社において、「内部統制規程」に定める業務適正化体制と同等の体制をとらせるとともに、業務の適正を維持するために重要と考えられる事項について当社に報告する体制をとらせるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

取締役会は、監査役が求めた場合は監査役の求める職務の補助を行うことができるだけの専門性、知識を有する従業員を、実務上可能な限り速やかに監査役補助従業員として任命するとともに、取締役及び従業員は、監査役補助従業員の調査、監査等に対し、監査役に対するのと同様の協力を行う。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助従業員は、取締役会の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたり、監査役補助従業員に対する人事異動、懲戒処分その他の人事上の措置は、あらかじめ監査役会に報告され、その承認を得なければ発動しないものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 内部監査、財務及び法務部門は、担当部門の業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 取締役会は(1)の報告義務について、その周知をはかる。
- (3) 取締役及び従業員から、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した旨の報告を受けたコンプライアンス委員会は、委員長を通じて直ちに監査役に報告するものとする。内部通報制度による通報を受けた場合も同様とする。
- (4) 取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- (5) 監査役は、内部監査部門の実施する監査について、当該部門から適宜報告を受け、監査役が必要と認めたときは、追加監査の実施又は業務改善等の施策の実施を求めることができる。

9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部統制規程」に基づき、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしている。

10. 監査の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、「内部統制規程」に基づき、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しなければならないものとしている。

11. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、監査の実施にあたり、連結子会社の内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、常勤監査役及びその指定する者は重要な業務執行が協議される会議（会議の種類を問わない）に出席することができ、その場において意見を述べ、又は説明を求めることができる。
- (2) 監査役は会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査報告について独自に報告が受けられる。
- (3) 当社を含む企業集団全体での業務の適正化を維持するため、当社企業集団を構成する日本マクドナルド株式会社において、「内部統制規程」に定める業務適正化体制と同等の体制をとらせるとともに、業務の適正を維持するために重要と考えられる事項について当社に報告する体制をとらせるものとする。2015年には同規程を改訂し、連結子会社の内部監査部門及び各担当部門が、直接当社の監査役に報告できることを明確にするとともに、不利益取扱いの禁止、監査役補助従業員への協力義務、監査費用等の処理を明確にした。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、総会屋・暴力団などの反社会的勢力とは絶縁しており、今後ともこれら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固としてこれを拒否します。暴力団等が、商品クレーム等を口実として脅しをかけて、不法な金銭的利益を得ようとする行為に対して、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」を原則として、対応していきます。

上記の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は「業務上の行動規範」ハンドブックにおいて明記されております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると以下のとおりになります。

